

串間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年9月29日
串間市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

串間市においては、早期水稻を基幹に露地野菜・施設園芸・果樹などの複合経営が行われている沿海水田地帯と、食用甘藷を中心に果樹・肉用牛等の複合経営及び茶・酪農の専業経営が行われている中間畑地帯に大別され、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なることから、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

本市は、農業者の高齢化や後継者不足による農業廃止及び規模縮小や、有害鳥獣被害等による遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、土地利用型で稲作・飼料作が盛んなところは、作物毎のエリア指定を進めながら、担い手への農地利用の集積・集約化において、農地中間管理事業の活用に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、串間市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成29年7月)	3, 206 ha	76.0 ha	2.37%
3年後の目標 (平成32年7月)	3, 182 ha	51.6 ha	1.62%
目 標 (平成35年7月)	3, 151 ha	20.7 ha	0.66%

注：区域内の遊休農地の発生状況が地域（平地農業地域、中山間地域等）によって著しい相違があるため、上記のとおり目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施については協議・検討をし、両委員による一体的な推進体制の確立を行い、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき、「利用状況調査」は7月上旬までに、「利用意向調査」は10月末までに実施する。また、各地域の農地利用改善団体の話し合いの場等に随時出席して解消目標の共有を行い、耕作放棄地再生利用対策事業等を活用しながら遊休農地解消のための活動の連携を図る。

なお、従来から利用状況調査で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については適宜実施し、その後の無断転用指導については、利用意向調査時期に戸別訪問を行う。

○利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

○利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、9月から11月の間に取りまとめを行い、12月から1月上旬にかけて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年7月)	3, 130 ha	1, 064. 0 ha	33. 99 %
3年後の目標 (平成32年7月)	3, 130 ha	1, 246. 5 ha	39. 82 %
目 標 (平成35年7月)	3, 130 ha	1, 465. 5 ha	46. 82 %

注：区域内の農地利用集積目標が地域（平地農業地域、中山間地域等）によって著しい相違があるため、上記のとおり目標とする。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準 到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (平成29年4月)	1, 241戸 (453戸)	367 経営体	16 経営体	22 経営体	0 団体
3年後の目標 (平成32年7月)	1, 241戸 (453戸)	380 経営体	30 経営体	22 経営体	0 団体
目 標 (平成35年7月)	1, 241戸 (453戸)	396 経営体	30 経営体	22 経営体	1 団体

注1：「総農家数（うち、主業農家数）」は、2015年農林業センサスの数値を記入。

注2：目標数値は、市農業振興課と調整済み。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

○農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成に取り組む。

また、作成された「人・農地プラン」の充実化を図るため、地域の担い手・農地の出し手を掘り起こし、見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

○農業委員会は、市町村・農地中間管理機構・農協等と連携し、
(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地

(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地
(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化
を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討する
など、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

○管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。毎月月末に利用権設定期間満了の時期が近い農地を確認し、該当地については再設定の推進をする。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④農地台帳の整理について

○管内の全農地の耕作者を把握するため、農地台帳から未契約農地を抽出し、10月から12月にかけて1筆ごとに耕作者の確認を行う。リスト化された未契約農地については毎年2月から3月にかけて農地所有者または、耕作者に戸別訪問を行い、利用権設定を推進する。

⑤認定農業者の推進について

○農家台帳に登録された農業者をリスト化し、毎年5月に地区ごとの検討会を実施する。検討会においてリスト化された農業者のうち、認定農業者になる可能性が高い農業者を抽出し、毎年6月に戸別訪問等により推進活動を行う。また、毎月月末に認定農業者名簿により認定期間満了の時期が近い農業者を確認し、該当者については戸別訪問等により再設定の推進を行う。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成29年4月）	1 人 （ 0.35 ha）	0 法人 （ 0 ha）
3年後の目標 （平成32年7月）	5 人 （ 2 ha）	1 法人 （ 2 ha）
目 標 （平成35年7月）	7 人 （ 5 ha）	2 法人 （ 5 ha）

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、区域内で必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農協、市農業振興課と連携し、管内の参入希望者（法人を含む。）を把握するとともに、農地利用意向調査を通じて、農地の売却及び貸付け意向のある所有者を把握し、「農地あっせん台帳」を作成する。
- 市農業振興課及び移住促進を担当課、その他関係課と連携し、就農相談会を行い、必要に応じて現地見学を実施する。

② 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用し、積極的に企業の参入の推進を図る。また、市と連携し、推進に関する協議等に参加することにより情報共有を行う。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して、新規就農等を促進する。
- 農業委員及び農地利用最適化推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。
- 聞き取りの際の必要項目を整理した、新規就農者農地あっせん用の相談カードを作成し、農業委員及び農地利用最適化推進委員がいつでも誰でも相談ができる体制を整える。